

移住定住促進のための 新幹線通勤補助金

【概要】

【問い合わせ先】

湯沢町役場 総務部企画政策課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

電話：025-784-3454

受付：8：30～17：15／月～金曜日（祝日を除く）

平成 31 年 4 月

湯沢町役場総務部企画政策課

この事業は募集期間を限定して行うものです。募集期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

1 事業の目的

本事業は、新潟県外から湯沢町へ転入する若者及び若者世帯、又は湯沢町に居住している若者の定住を促進するため、湯沢町から上越新幹線を利用して通勤する方に通勤定期券購入費用を10年間交付することで、湯沢町への移住定住を支援します。

2 補助金の交付対象者

この補助金の対象者は、(1)の条件を全て満たし、(2)又は(3)の①から④のいずれかの条件を満たすことが必要です。

(1) 共通事項

- ①上越新幹線の通勤定期券を購入し、越後湯沢駅から通勤する方。
- ②世帯員のいずれもが補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した町税等を完納していること。
- ③過去にこの事業で補助金を交付されていないこと。
- ④世帯員のいずれもが暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと。
- ⑤湯沢町に転入届出後、3月以内に申請を行うこと。

(2) 湯沢町での住民登録期間が通算15年以上ある方

- ①過去に湯沢町に15年以上居住したことがある、又は現在15年以上居住していること。
- ②初回補助金申請時において、年齢が35歳以下であること。(独身者可)。
- ③勤務先の上越新幹線最寄り駅が高崎駅、本庄早稲田駅、熊谷駅、大宮駅、上野駅、東京駅、長岡駅、燕三条駅、新潟駅であること。

(3) 初回補助金交付申請時において、合計年齢が85歳以下である夫婦で①～④のいずれかに該当する方。

- ①夫婦ともに転入直前の住民登録期間が継続して5年以上、新潟県外にあること。
- ②夫婦の一方が転入直前の住民登録期間が継続して5年以上、新潟県外にあり、もう一方が転入直前の住民登録期間が継続して5年以上、湯沢町以外の新潟県内にいること。
- ③夫婦の一方が転入直前の住民登録期間が継続して5年以上、新潟県外にあり、もう一方が湯沢町の住民登録期間が通算15年以上あること。
- ④夫婦の一方が転入直前の住民登録期間が継続して5年以上、湯沢町以外の新潟県内にあり、もう一方が湯沢町の住民登録期間が通算15年以上あること。
- ⑤勤務先の上越新幹線最寄り駅が高崎駅、本庄早稲田駅、熊谷駅、大宮駅、上野駅、東京駅、長岡駅、燕三条駅、新潟駅であること。

3 補助金交付対象期間

補助金の交付対象期間は、交付決定のあった後に購入した定期券の始期から起算して10年間です。

例) 平成31年4月1日からの定期券を購入した場合、終期は平成41年3月31日となります。

4 補助金の額

補助金の額は、定期券購入費用から通勤手当等を控除した額の2分の1とし、1月5万円を上限とします。ただし、算出した1月当たりの補助金の額に1千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とします。

$$(\text{新幹線通勤定期券購入費用} - \text{通勤手当等}) \times 1/2$$

例) 越後湯沢駅～新宿駅間を通勤する場合

- ・越後湯沢駅～新宿駅間の一か月定期券購入費用：154,040円
(上越新幹線分のみ補助対象となります。)
- ・会社からの通勤手当：1/2

$$(148,870 - 74,000) \times 1/2 \doteq 37,000 \text{円 (千円未満切捨)}$$

5 注意事項

- (1) 毎年交付申請が必要になります。2年目以降交付申請がない場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。
- (2) 短期間(おおよそ2年以内)に湯沢町外へ転出した場合は、補助金を全額返還していただく場合があります。

6 交付申請

- (1) 申請期間 随時
- (2) 提出先・問い合わせ先
湯沢町役場 総務部企画政策課まで提出してください。
住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
電話：025-784-3454 FAX：025-784-1818

受付：8：30～17：15/月～金曜日（祝日を除く）

(3) 提出書類（下線は住宅取得補助金該当者のみ）

○初めて申請する場合

- 第1号様式「移住定住促進のための新幹線通勤補助金交付申請書」
- 「就労及び通勤手当等支給額証明書」
- 戸籍の附表（過去5年間の住所地の履歴がわかるもの）
- 住民票（世帯全員のもの、世帯主名・続柄表示）
- 前住所地の納税証明書（未納無し証明）
- 同意書
- 誓約書

○2年目以降に申請する場合

- 第1号様式「移住定住促進のための新幹線通勤補助金交付申請書」
- 「就労及び通勤手当等支給額証明書」
- 住民票（世帯全員のもの、世帯主名・続柄表示）
- 町税の納税証明書（未納無し証明）
- 同意書
- 誓約書

7 交付決定

補助金交付申請書の提出後、内容を精査し、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

8 実績報告・補助金の請求

補助金の交付を受けるには、年度終了ごとに実績報告及び補助金の請求をしていただくことが必要です。

(1) 提出先・問合せ先 交付申請時と同様

(2) 提出書類

- 第3号様式「移住定住促進のための新幹線通勤補助金実績報告書」
- 「移住定住促進のための新幹線通勤補助金請求書」
- 補助期間において通勤に使用した全ての定期券の写し
モバイルsuicaの場合は定期券購入の事実が分かる資料（クレジットカード明細書の写し等）

9 その他

補助金の不正受給は犯罪です。不正受給が発覚した場合、法律に基づく処分をすることになりますので、ご承知おきください。

10 Q & A

No.	質問	回答
1	補助金の交付時期はいつになりますか。	1か月定期券を購入の場合、3枚分、3か月定期券を購入した場合、1枚分の実績報告書の提出があれば、内容確認の上、随時交付します。
2	補助対象期間の10年間に転職した場合はどうなりますか。	転職後も補助対象要件を満たす場合は引き続き補助対象となります。転職した際は、変更交付申請が必要となりますので、お問い合わせください。
3	湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金を受けている本補助金の対象となっていますが、補助対象期間の10年間に離婚した場合（別居含む）はどうなりますか。	湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金の交付対象から外れるため、本補助金の交付も終了します。